



県民第458号  
平成24年10月18日

原水爆禁止静岡県民会議  
代表委員 橋本 勝六 様  
代表委員 宮下 智亘 様  
静岡県平和・国民運動センター  
会 長 須藤 達美 様

静岡県知事 川勝 平太



「平和行政推進に関する要請」について

2012年10月11日付けで要請があったこのことについて、別紙のとおり回答いたします。

担 当: 暮らし・環境部 県民生活課 渉外班  
電話番号: 054-221-3642

## 平和行政推進に関する要請書への回答

## (要請内容)

1 平和市長会議、非核・平和自治体宣言の趣旨に基づく取り組みの財源を確保すること。

## (回答:くらし・環境部 県民生活課)

世界の都市、市民、NGO等との連携を図りながら、核兵器廃絶に向けた取組を世界的に展開している平和市長会議における、非核・平和自治体宣言の趣旨につきまして、敬意を表します。

県といたしましては、平成23年2月に策定された静岡県総合計画(富国有徳の理想郷“ふじのくに”のグランドデザイン)において、「人権を尊重する平和社会の実現」として位置付け、「県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、幅広い世代に核兵器の脅威や平和の尊さについて考える機会を提供する」社会の実現を目指してまいります。

## (要請内容)

2 平和市長会議、日本非核宣言自治体協議会に加盟する他の自治体と協力し、協議会活動を実効あるものにする。

## (回答:くらし・環境部 県民生活課)

平和市長会議及び日本非核宣言自治体協議会の活動に対し、敬意を表します。

平成22年3月、静岡県議会は、全人類の幸福と世界の平和の実現を目指すため、核兵器が一日も早く廃絶されることを願って、「核兵器のない地球を目指すふじのくに静岡県平和宣言」を行いました。これを受けて知事は、翌年の富士山の日、「富士見の式典」で、県民を代表して、富士山のごとく美しく平和な姿の社会の建設を誓う「ふじのくに平和宣言」を行いました。

県といたしましては、これからも、富士山のように美しく平和な姿の社会づくりに向けて、努力してまいります。

## (要請内容)

3 国に対し、非核三原則の法制化と、全ての国から核兵器の廃絶を求めることを明記した「非核法」(仮称)の早期制限を要請すること。

## (回答:くらし・環境部 県民生活課)

米軍基地所在の14都道県で構成されている渉外関係主要都道県知事連絡協議会(渉外知事会)では、非核三原則を厳正に堅持することを毎年要請しており、本年度も7月27日に関係省庁に要請いたしました。

また、県内の米軍及び自衛隊基地の所在6市町と県で構成する静岡県基地関係連絡協議会(基地協)でも、同様な要請を7月19日に国(南関東防衛局)に対し行ったところであります。

県といたしましては、今後とも、非核三原則が厳正に堅持されるよう、機会あるごとに国に要請してまいります。

**(要請内容)**

4 これまでの被曝者に対する援護施策を充実し、原発事故による新たな被曝者を生まないよう対策を講じると共に、エネルギー政策の転換を国に働きかけるとともに、自治体としても積極的に推進すること。また、福島第1原発事故の教訓を生かし、浜岡原発を再稼動することなく、使用済燃料の安全管理を図るよう働きかけること。

**(回答:企画・広報部 エネルギー政策課)※下線部分**

県では、平成23年3月に策定した「ふじのくに新エネルギー等導入倍増プラン」に基づき、本県の豊かな自然資源を活用して新エネルギー等の導入倍増を目指しており、東日本大震災以降、導入を加速するための取組を進めております。

新エネルギーの中でも太陽光発電は、本県が日照環境に恵まれていること、一般家庭でも比較的導入しやすいことなどに加え、災害時における非常用電源としての活用も期待されていることから、県単独の助成制度を創設し、住宅から事業所まで幅広く導入を支援しております。

また、農業用水路への小水力発電の導入支援、新エネルギー関連の新技术・新製品の研究開発支援など、多様な自然エネルギーの導入促進に積極的に取り組んでおります。

今後も、これまでの一極集中依存型から分散自立型のエネルギー体系への転換による「エネルギーの地産地消」を目指し、県を挙げて新エネルギー等の導入を推進していくとともに、様々な機会を捉えて、新エネルギー等の導入を加速するための施策を推進するよう国に対し強く要請してまいります。

**(回答:危機管理部 原子力安全対策課)**

福島第一原子力発電所の事故による被ばく者の発生につきましては、国の災害対策本部により対応しており、仮に、県に相談があった場合には、国あるいは現地自治体の窓口等を紹介するよう配慮してまいります。

また、平素より原子力発電所等、放射線管理の必要な職場で働く者については、雇用者が放射線管理手帳等による管理を行い、国の労働基準監督署が監督していることから、国に要望願います。

浜岡原子力発電所は、国からの要請に基づき停止中であり、その運転再開については、どのような安全基準のもとで実施するべきか、また、今後のエネルギー政策を踏まえ、国で議論されている段階であり、県としても国の対応を注視している状況であります。今後、新たな安全対策が提示された場合でも、使用済燃料の安全管理についても含め、県として浜岡原子力発電所の安全性について独自に検証してまいります。

**(要請内容)**

5 毎年開催される広島・長崎・焼津の平和祈念式典や原水禁世界大会への県民参加を積極的に推進すること。

**(回答:くらし・環境部 県民生活課)**

清水東高等学校1年生、鈴木七海(すずき ななみ)さんが、本県で初めて高校生平和大使に選出され、本年8月、全国各地から選ばれた15名とともに、スイス・ジュネーブの国連欧州本部を訪問し、核兵器廃絶と世界平和を願う長崎・広島・日本国民のメッセージを発信しました。

これに先立ち、鈴木さんが知事を表敬訪問し、知事から激励の言葉を受けたことが、報道にも大きくとりあげられるなど、高校生平和大使の恒久平和を強く願う気持ちが広く県民に伝わりました。

今後につきましても、健康福祉部や県教育委員会の平和関連事業と連携しつつ、県民が恒久平和について皆で考えていく普及啓発施策の充実を図ってまいります。

(要請内容)

- 6 県内の米軍基地並びに自衛隊の基地撤去を協力を推進すること。特に世界遺産登録をめざす富士にあって、今後は沖縄県道104号線越え実弾砲撃演習の中止を求めること。  
また、オスプレイの普天間基地配備と、キャンプ富士派遣・低空飛行訓練に反対し、県民の安全を守る立場からオスプレイ配備と低空飛行訓練を撤回するよう政府・米政府及び米軍に申し入れること。

(回答: 暮らし・環境部 県民生活課)

(県内の米軍基地や自衛隊の基地撤去、特に沖縄県道104号線越え実弾砲撃演習の中止)

東富士演習場内で行われる演習行為は、日本国の安全保障政策と国防政策の観点から必要なものとされており、さらに災害時の派遣活動にも有効なものとされています。

県といたしましては、米軍東富士演習場の全面返還を前提として国と地元で締結されている演習場使用協定が、適切に運用されるよう地元と国との調整に努めてまいります。

(オスプレイの普天間配備)

オスプレイにつきましては、これまで、全国知事会や、本県も構成メンバーである米軍基地が所在する14都道県で構成する渉外知事会、さらには県内の基地所在8市町による県基地関係連絡協議会において、国等に対して、地元自治体や住民への詳細な説明や意向の尊重を強く要請してまいりました。

現時点では、キャンプ富士における低空飛行訓練について、国から、何の連絡も受けておりませんが、日米間の合意事項を踏まえ、実際にキャンプ富士で飛行訓練を行う場合の具体的な運用ルールや、これに伴い生じる地元負担などについて、国の責任において、地元自治体や住民に丁寧に説明し理解を得るよう、関係自治体等と連携し、引き続き要請してまいります。

(要請内容)

- 7 航空自衛隊浜松基地自衛官の人権裁判で下された判決を活かし、人権が尊重される組織体制とするため「軍事オンブズマン制度」等の制定を国に働きかけること。

(回答: 暮らし・環境部 県民生活課)

自衛官の自殺をめぐる訴訟において、自殺に対する国の損害賠償が認められたことは、新聞報道等で確認しておりますが、自衛隊の組織体制が人権を尊重していないということに関しては、承知しておりません。

県といたしましては、県民一人ひとりがお互いの人権を尊重し、多様性を認め合い、誰もが人間らしく、幸せに暮らしていくことができる社会の実現を目指してまいります。

**(要請内容)**

8 悲惨な戦争体験を引き継ぎ、平和に関する学習や研究、啓発活動の拠点となる研究・資料館を県として設立すること。

**(回答:健康福祉部 長寿政策課、教育委員会教育総務課)**

**【健康福祉部】**

戦争の悲惨さと平和の尊さを再確認し、これを次の世代に語り継ぐため、慰霊、追悼事業等を行っております。

また、遺品管理展示事業として、戦没者の遺品、軍服、遺書、身の回り品など戦時品等を管理・展示し、悲惨な戦争体験を次世代に引き継いでまいります。

**【県教育委員会】**

歴史文化情報センターにおいては、戦争があった時代を含む古代から現代にいたる静岡県の歴史的資料を収集し、県民がその資料を一層活用しやすいよう、資料のデータベース化に努めております。

市や町の博物館等においても、県内の戦争に関する資料を展示・公開しており、学校に資料を貸し出したり、「語り部」の方を紹介したりしているところであります。

今後は、学校や地域の博物館などに「語り部」の皆さんを招いて体験談などを伺う機会に、語り部本人の御了解が得られれば、映像や音声に記録していくとともに、それらを県立中央図書館や総合教育センターなどの関係施設にライブラリーとして集約・保存し、要望に応じて貸し出すなど、平和教育への活用が図られるよう検討してまいります。

**(要請内容)**

9 偏狭なナショナリズムを排し歴史歪曲を許さず。民主的な教育を守り育てること。

**(回答:教育委員会事務局 教育政策課)**

静岡県教育委員会では、国の教育振興基本計画を参酌し、概ね10年先を見通した本県教育の目指すべき姿と、当面取り組むべき施策を示した静岡県教育振興基本計画「『有徳の人』づくりアクションプラン」を知事部局、警察本部と連携して平成23年3月に策定いたしました。

この計画において、県が目指す「有徳の人」とは、自らの資質・能力を伸張し、個人として自立し、多様な生き方や価値観を認め、人との関わり合いを大切にしながら、よりよい社会づくりに参画し、行動する人であります。

人は、家庭や学校、地域、職場等、様々な場での出会い、関わり合いや体験を通して、社会性を身に付け、個の良さを高め、自己肯定感を育てていくものであり、現在、教育委員会では、「有徳の人」の育成に向けた取組を、家庭、学校、地域等が連携し、社会総がかりで推進しているところであります。

**(要請内容)**

10 加害の歴史を記憶にとどめ、謝罪と償いを遂行し、再び戦火を交えることのないよう、日朝国交回復、中国との信頼醸成、東アジアの平和と友好のための運動を強化すること。

**(回答:企画広報部 地域外交課)**

県では中国、韓国を地域外交の展開に重要と考えられる重点国として、国や地域による文化の違いを理解し、友好的互惠・互助の精神に基づき、観光、経済、教育、文化など幅広い分野でのお互いにメリットのある交流を促進しております。

なお、今回の要請事項については、国の外交施策に関するものであることから国に要望願います。